

第96回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

開催
場所

富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店 2階BOTホール
(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

「新型コロナウイルス感染防止のための対応について」
のお知らせを必ずご確認ください。

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	5
事業報告	8
計算書類	30
連結計算書類	32
監査報告書	34



富山銀行
Bank of Toyama

株主の皆さまへ



代表取締役頭取

中沖 雄

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第96回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

私ども地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少等に加え、長引く新型コロナウイルス感染症や原材料価格の高騰、急激な円安の進行などの影響から、今後ますます厳しくなることが予想されます。

こうした中、当行は2019年度よりスタートさせた第6次中期経営計画の下、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。

また、地域と共に歩む金融機関として、地域への資金供給に留まることなく、情報提供や多様なサービスの紹介など、幅広いご相談にお応えする「地域商社」の機能を強化し、地域との共通価値の創造とSDGsの実現に向けて取組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

経営理念

- 健全経営を維持しお客さまから信頼されること
- 地域経済の発展とお客さまのご繁栄を通して社会貢献を図ること
- 創造性、自発性を尊重し明るい企業文化を創ること

新型コロナウイルス感染防止のための対応について

1. 株主総会の議決権は、株主総会にご出席いただく方法による行使のほか、書面またはインターネットによる行使が可能です（詳細は3頁をご参照ください）。本年は、書面またはインターネットによる議決権行使を強く推奨申し上げます。また、上記に伴い、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
2. 当日のご出席を希望される株主さまにおかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は慎重なご判断をお願い申し上げます。
3. 当日、株主総会にお越しになられた株主さまにおかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染防止のための措置にご協力ください。
4. 本年は、感染防止のため、株主総会会場における座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日株主総会会場にお越しいただいても、入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
5. 当日、発熱や咳があるまたは体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
6. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
7. 本株主総会においては、開催時間を短縮するため、報告事項等詳細な説明は省略いたします。株主さまにおかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまおよび周囲の安全と健康のため、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

証券コード8365
2022年6月8日

株 主 各 位

富山県高岡市下関町3番1号
株 式 会 社 富 山 銀 行
取締役頭取 中 沖 雄

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店2階BOTホール
3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1)当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2)当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（<https://www.toyamabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<https://www.toyamabank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

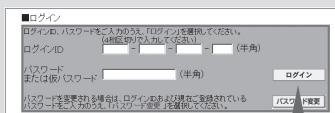
議決権行使ウェブサイトアドレス▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



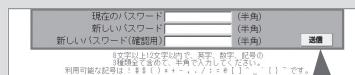
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



議決権行使書副票（右側）

議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2022年6月28日（火曜日）の午後5時20分まで**に行行使されるようお願いいたします。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **2022年6月29日(水曜日)午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 **2022年6月28日(火曜日)午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2022年6月28日(火曜日)午後5時20分まで**

パソコンまたはスマートフォンから当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufj.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第96期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円 総額135,157,875円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1. 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主さまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当行では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆さまのお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

以 上

添付書類

第96期事業報告（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、期初より新型コロナウイルス感染症の影響から弱い動きであった個人消費が、9月末の緊急事態宣言解除後はサービス消費を中心に持ち直しの動きとなり、企業における生産や輸出も海外経済の回復に伴い緩やかに増加基調となる等、持ち直しの動きとなりました。しかしながら期末にはオミクロン株による感染者の急増や、輸入原材料価格や資源価格の上昇の影響から、持ち直しの動きが一服しました。

富山県経済も、期末には緩やかな持ち直しの動きが一服しました。製造業では、一般機械及び医薬品を中心とする化学の生産は増加し、アルミニウム、鉄鋼、プラスチックは横ばい、繊維は低調に推移しました。非製造業では、情報サービスは堅調に推移しましたが、飲食業、宿泊業は低調に推移しました。

金融面では、日本銀行による金融緩和政策が維持され、短期金利は0%を下回る水準で推移しました。長期金利も期初より0%近辺で推移していましたが、期末にはF R Bによる金融引き締め前倒し観測を受け長期金利が上昇し、0.2%を超える水準まで上昇しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、2019年度よりスタートさせた第6次中期経営計画『「富山銀行 i プロジェクト」“Neo” —未来に向かって—』のもと、重点戦略として掲げた、「ソリューション営業力の強化」「市場運用力の強化」「B P R（業務再構築）の実践」「人間力・組織力の確立」の実現に向けて、全役職員が一致団結して取り組みました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営を基本に、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案してまいりました。4月には成年後見制度をご利用されているお客さまを対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始したほか、「とやまマイカーローン」のWeb完結申込み等を導入しました。また、お客さまの関心が高い相続対策について専門税理士が解りやすく解説する「相続セミナー」を定期的に開催したほか、来店型保険ショップである「とやま保険プラザ」では、引続きライフサイクルに合わせた家計の見直しやマネープランのご相談に応じるなど、当行独自の幅広いコンサルティング活動に積極的に取り組んでまいりました。

法人のお客さまには、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお取引先に対し、資金繰り支援や経営改善・事業再生支援等に積極的に取り組んでまいりました。また、お客さまの事業支援ならびに地域活性化につながる取組みとして、各種分野で専門性の高い企業との業務提携を通じたソリューション提案に積極的に取り組んでまいりました。7月にはコロナ禍の影響を受けたお取引先への販路開拓支援として、株式会社RCGと連携し、地域企業の商品カタログやECサイトを活用した法人向けビジネスマッチングサービス「BANKER'S Choice」を開始しました。1月には株式会社商工組合中央金庫と中小企業へのソリューション提供の強化を目的として「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」及び「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結しました。また、2月には地域企業の課題解決の支援強化に向け、三菱商事株式会社と「業務連携に向けた覚書」を締結し、地域の脱炭素・SDGsへの取組みを推進する企業及び地方自治体を連携してサポートする取組みを開始する等、お客さまの事業支援ならびに地域活性化につながる取組みを積極的に行ってまいりました。

店舗面は異動がなく、営業拠点数は31拠点、店舗数は39か店となっております。

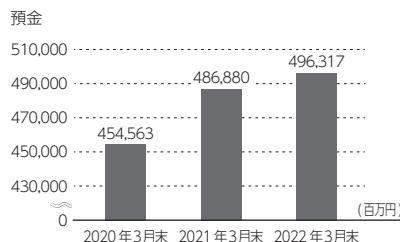
企業の社会的責任（CSR）の取組みとして、2021年度をSDGs推進強化に向けた「SDGs元年」と位置付け、持続可能な社会の実現に向けた様々な活動を行ってまいりました。地公体との連携として、南砺市と締結した『地方創生に向けたSDGsの推進に関する包括提携協定』に基づき、6月に人材活用をテーマとしたセミナーを共同開催したほか、11月には新しい商流の創出による地域活性化への取組みとして、南砺市と金沢市を結ぶ無料巡回バス「ラン♪Run♪Bus」の運行実現を支援しました。また、2月に株式会社RCGと連携し、地公体向けの金融機関連携型企業版ふるさと納税の支援事業を開始しました。地域社会・文化へのサポートとして、11月に射水市出身のオペラ歌手である澤武紀行氏をオフィシャルパートナーに起用しました。コロナ禍で停滞していた芸術・文化イベント等の再興と発展を支援してまいります。また、地域スポーツの発展・振興への多面的支援を目的に「アスリート採用」を開始しました。競技生活と社会人のデュアルキャリア充実をサポートしてまいります。このほか、新たな商品として、人権や多様性を尊重した社会づくりへの貢献を目的としたLGBT対応住宅ローン、私募債

や融資の内容を基に当行が学校等へ寄付を行う「SDGs 私募債」「SDGs 推進ローン」、環境に配慮した経営に取り組む企業が発行できる「富山銀行エコ私募債」の取扱いを開始しました。また、大学への寄付講義や小学校での金融出前授業を開催するなど、引続き、将来を担う子どもたちへの金融教育や夢を育む活動に取り組んだほか、環境保全面では全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取り組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

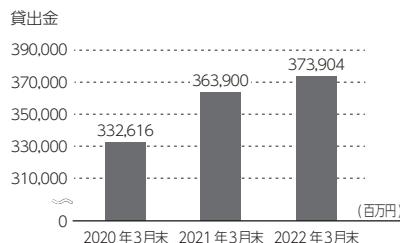
・預金

預金は、個人預金及び法人預金ともに順調に増加したことから、期中9,437百万円増加して、496,317百万円となりました。



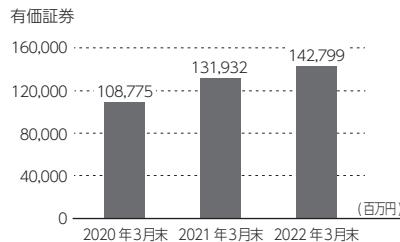
・貸出金

貸出金は、事業性貸出金が増加したことから、期中10,003百万円増加して、373,904百万円となりました。



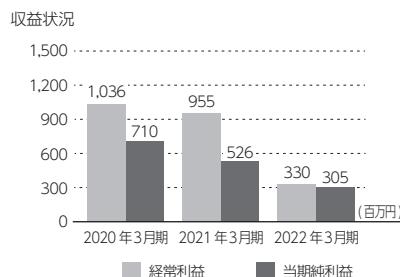
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中10,867百万円増加して、142,799百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、前期比675百万円減少して7,022百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券売却損は減少しましたが、与信費用が増加したこと等から、前期比50百万円減少して6,691百万円となりました。この結果、経常利益は前期比625百万円減少して330百万円となり、これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は前期比221百万円減少して305百万円となりました。



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等による競争の激化、海外情勢の影響による原材料価格の高騰や急激な円安進行等、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、異業種による銀行業務への参入やDXを活用した新たな金融サービス等の進化にも直面しております。

加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引続きお客さま及び職員の健康・安全を最優先に考え、感染拡大防止に取組むことや、経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、資金決済や資金繰り等の金融サービス継続のため適切に対応することが求められております。

こうした中、当行は、第6次中期経営計画のもと、これまでのiプロジェクトで構築してきた経営基盤を承継・発展させ、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。それを実現するための重点戦略として、①ソリューション営業力の強化、②市場運用力の強化、③BPR（業務再構築）の実践に、④人間力・組織力の確立を掲げ、揺るぎない持続可能なビジネスモデルの構築に向け取組んでまいります。

当行は、これら重点戦略を着実に遂行し、地域金融機関として、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援や経営改善・事業再生支援等を積極的に行ってまいります。また、近年、世界各地で異常気象や自然災害による被害が甚大化するなど、気候変動がお客さまや当行の経営基盤に与える影響が徐々に大きくなる中、2022年3月に、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言に賛同いたしました。気候変動のリスク・機会に関する情報開示の充実に努めるとともに、SDGsへの取組みを通じ地域社会の持続的な発展に貢献し、すべてのステークホルダーに選ばれ続ける銀行を目指してまいります。あわせて、ガバナ

ンス体制の強化や法令遵守、資産内容等健全性確保、顧客保護等及び各種リスク管理の体制強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。
- (5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

サステナビリティについての取組み等

＜サステナビリティについての取組み＞

当行のサステナビリティについての取組みについては、2021年1月に頭取を委員長とする「SDGs推進プロジェクト」を立ち上げ、積極的・能動的に取り組んでおります。その取組みについては、事業報告やディスクロージャー誌等で適時、情報を開示しております。

＜人的資本、知的財産への投資等＞

人的資本や知的財産への投資等については、中期経営計画において、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融合した革新的な銀行を目指す銀行像として掲げ、その実現に向けた具体策の着実な実行に取り組んでおります。

また、気候変動に係るリスク及び機会が当行の事業活動や収益等に与える影響については、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに基づく開示等について検討を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	453,687	454,563	486,880	496,317
定期性預金	252,651	244,037	237,900	230,990
その他	201,036	210,526	248,979	265,327
貸 出 金	318,692	332,616	363,900	373,904
個人向け	51,469	49,860	46,785	45,343
中小企業向け	172,077	180,205	203,737	214,618
その他	95,145	102,550	113,377	113,942
有 価 証 券	135,587	108,775	131,932	142,799
国 債	43,092	39,073	36,680	39,065
その他	92,495	69,701	95,251	103,734
総 資 産	508,106	502,957	548,523	566,115
内国為替取扱高	1,248,358	1,271,903	1,196,334	1,231,871
外国為替取扱高	67百万ドル	64百万ドル	60百万ドル	62百万ドル
経 常 利 益	1,932	1,036	955	330
当 期 純 利 益	1,381	710	526	305
1株当たり当期純利益	254円45銭	130円72銭	96円96銭	56円16銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経 常 収 益	9,088	11,921	9,328	8,462
経 常 利 益	1,995	1,073	1,023	376
親会社株主に帰属する当期純利益	1,414	725	559	333
包 括 利 益	△465	△4,763	3,018	△945
純 資 産 額	35,871	30,840	33,592	32,314
総 資 産	511,850	506,548	552,486	569,865

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	320人
平均年齢	42年8月
平均勤続年数	17年6月
平均給与月額	339千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
高岡市内	8店	うち出張所 (一)
富山市内	13店	(一)
金沢市内	1店	(一)
その他の市町村	17店	(一)
合計	39店	(一)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を11か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	142
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況
該当事項はありません。
- 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市泉町1丁目1番7号	リース業務	百万円 20	53.00%	—
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市下関町3番1号	信用保証業務	百万円 20	40.00%	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2021年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
中 沖 雄	代表取締役頭取	—	—
岡 部 一 浩	代表取締役専務 営業統括部長	—	—
森 永 利 宏	代表取締役常務 総合企画部長	—	—
佐 原 和 生	取 締 役 審査部長	—	—
大 澤 眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役社長 株式会社ロングステイネットワーク代表取締役会長	—
野 田 万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役社長	—
五十嵐 郁 夫	常勤監査役	—	—
笹 倉 茂 樹	監査役（社外）	—	—
海 下 巧	監査役（社外）	海下巧公認会計士事務所代表	—
新 田 洋太郎	監査役（社外）	日本海ガスホールディングス株式会社代表取締役社長 日本海ガス株式会社代表取締役 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	—
大 村 啓 三	監 査 役	大村啓三公認会計士事務所代表	—

- (注) 1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役笹倉茂樹氏、海下巧氏及び新田洋太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役駒井秀樹氏、中田勝久氏、末武真吾氏は2021年6月29日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役海下巧氏及び大村啓三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

取締役の経験と専門性 (スキルマトリックス)

氏名	経験	専門性						
	企業経営	マーケティング・営業	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	財務・会計	人材育成・ダイバーシティ	サステナビリティ (ESG・SDGs)	その他
中沖 雄	○	○	○	○	○		○	
岡部 一浩		○	○	○				
森永 利宏			○	○	○			
佐原 和生			○	○				
大澤 眞	○			○	○		○	・ファミリービジネス
野田万起子	○	○				○	○	・地方創生ビジネス

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当行取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標として連結経常利益を掲げ、各事業年度の連結経常利益の値に応じて算出された額を単年度の賞与として月例の固定報酬と合算のうえ支給することとしております。業績指標として、連結経常利益を選定した理由は、当行グループの業績を最も反映し、これを改善することにより、当行グループの経営基盤がより充実すると判断したためです。業績連動報酬の額の算定方法は、前事業年度の業績を踏まえ、役位別に算定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬は、取締役と株主との一層の価値共有を進めるため、社外取締役を除く取締役に對して譲渡制限付の株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容および株式の交付状況は、4. 当行の株式に関する事項に記載のとおりです。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、当該決定を委任された代表取締役頭取も基本的にその答申を尊重しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また譲渡制限付株式報酬は、上記報酬額とは別枠に設定されております。株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において年額20百万円以内（株式数8千株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2021年2月26日開催の取締役会にて代表取締役頭取中沖雄に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は、当行グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行きわたるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役頭取は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。なお、株式報酬については、指名報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

④監査役の報酬

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	9名	94	80	9	3
監査役	5名	19	19	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与15百万円を支払っております。
 4. 業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に対して賞与を支給しております。
 5. 非金銭報酬として社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付の株式報酬を支給しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
大澤 眞 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野田 万起子 (社外取締役)	同上
笹倉 茂樹 (社外監査役)	同上
海下 巧 (社外監査役)	同上
新田 洋太郎 (社外監査役)	同上
大村 啓三 (監査役)	同上

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤 眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役社長、株式会社ロングステイネットワーク代表取締役会長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	—
海 下 巧 (社外監査役)	海下巧公認会計士事務所代表であり、同事務所との間に特別な関係はありません。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長、日本海ガス株式会社代表取締役、株式会社日本海ラボ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大 澤 眞 (社外取締役)	4年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融・財務分野及び企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	4年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	4年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	金融・財務分野及び企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
海 下 巧 (社外監査役)	1年2か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	公認会計士としての財務・会計の専門知識と豊富な経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	9か月	就任後開催の取締役会10回のうち10回、また監査役会10回のうち10回出席	企業経営等に関する高い見識と幅広い経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	職務の概要
大澤 眞 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（2回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。
野田 万起子 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（2回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
社外役員	5名	12	12	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	12,000千株
	発行済株式の総数	5,444千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	4,165名
-------------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	363千株	6.71%
株式会社北陸銀行	233	4.32
株式会社ホクタテ	178	3.30
トナミホールディングス株式会社	161	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	154	2.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	149	2.77
三協立山株式会社	140	2.59
日本海ガス絆ホールディングス株式会社	115	2.12
富山銀行従業員持株会	106	1.97
損害保険ジャパン株式会社	100	1.84

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(34千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口及び信託口4)の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に支給した株式報酬の内容は次のとおりです。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であり、金銭報酬総額は年額20百万円以内、交付する当行普通株式は年8千株以内としております。譲渡制限は、払込期日から当行の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をせず、譲渡制限の解除条件は、対象役員が、払込期日の属する年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、当行の取締役の地位に

あったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当行の取締役会が正当と認める理由により当行の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除いたします。なお、当行は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	4名	1千株（当行普通株式）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2022年1月28日の当行取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得する株式の種類および数	当行普通株式	30,000株
取得価額の総額		67百万円
取得期間		2022年2月7日～2022年3月24日

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村真敏 指定有限責任社員 西田裕志	33	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は33百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

(業務の適正を確保するための体制の概要)

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営会議で定期的にチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部、主管部からコンプライアンス統括部門、経営会議を経て取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営会議をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を経営会議で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週経営会議を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備する。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取り締役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。報告者は、情報提供を理由として不利

な取扱いを受けることはない。

また、監査役が取締役会ほか常務会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、頭取、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当行グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当行は、当行及び子会社の全役職員に対し、コンプライアンス・プログラムに基づき、その階層に応じて必要な行内教育、指導を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を徹底しております。また、当行は内部通報制度による相談・通報体制を構築しており、子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理体制

当行は、内部管理基本方針において、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化し、管理部署において、リスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。総合企画部リスク統括室は、各リスクの管理態勢及び運営状況をチェックするとともに、経営会議でのリスク全般に亘る管理状況を取締役会に報告しております。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行

当行は、原則として月に1回の定例取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、経営会議を毎週開催し、各部の重要案件について審議・報告を行い、取締役会規則に定めるものは取締役会で決議しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

(4) グループ管理体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するために、子会社各社に取締役及び監査役を派遣しているほか、「関係会社管理規程」を定め、子会社から報告または書類の提出を受けております。

また、当行監査部は、「内部監査規定」等に基づき、子会社の内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告しております。

(5) 監査役の監査体制

当行は、監査役を補助すべき使用人を監査部に配しており、監査役はこの使用人に必要な事項を命令し、監査業務を行っております。

監査役は、取締役会、常務会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行うとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当行取締役及び使用人に説明を求めています。また、原則として月に1回の監査役会を開催しているほか、頭取及び会計監査人と定期的に意見交換を開催しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第96期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現金預け金	36,783	預金	496,317
現金	4,712	当座預金	29,772
預け金	32,071	普通預金	223,468
有価証券	142,799	貯蓄預金	6,728
国債	39,065	通知預金	4,118
地方債	17,496	定期預金	226,362
社債	38,976	定期積金	4,627
株式	15,226	その他の預金	1,239
その他の証券	32,034	コールマネー	13,500
貸出金	373,904	借入金	20,000
割引手形	2,158	借入金	20,000
手形貸付	11,359	その他負債	2,154
証書貸付	316,188	未払法人税等	86
当座貸越	44,198	未払費用	92
外国為替	888	前受収益	221
外国他店預け	888	給付補てん備金	0
その他資産	5,258	金融派生商品	20
未収還付法人税等	37	リース債務	21
前払費用	8	資産除去債務	11
未収収益	408	その他の負債	1,699
その他の資産	4,802	賞与引当金	105
有形固定資産	8,580	退職給付引当金	462
建物	5,054	睡眠預金払戻損失引当金	18
土地	3,250	偶発損失引当金	95
リース資産	19	繰延税金負債	953
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	499
その他の有形固定資産	254	支払承諾	1,621
無形固定資産	216	負債の部合計	535,727
ソフトウェア	174	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	42	資本金	6,730
前払年金費用	514	資本剰余金	5,690
支払承諾見返	1,621	資本準備金	5,690
貸倒引当金	△4,452	利益剰余金	12,388
		利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	10,959
		別途積立金	10,500
		繰越利益剰余金	459
		自己株式	△84
		株主資本合計	24,724
		その他有価証券評価差額金	4,607
		土地再評価差額金	1,056
		評価・換算差額等合計	5,663
		純資産の部合計	30,388
資産の部合計	566,115	負債及び純資産の部合計	566,115

第96期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		7,022
資金運用収益	5,106	
貸出金利息	3,379	
有価証券利息配当金	1,653	
預け金利息	72	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,368	
受入為替手数料	220	
その他の役務収益	1,147	
その他業務収益	16	
外国為替売買益	16	
その他経常収益	530	
償却債権取立益	48	
株式等売却益	346	
その他の経常収益	136	
経常費用		6,691
資金調達費用	26	
預金利息	34	
コールマネー利息	△8	
役務取引等費用	374	
支払為替手数料	30	
その他の役務費用	344	
その他業務費用	23	
国債等債券売却損	23	
営業経費	4,811	
その他経常費用	1,456	
貸倒引当金繰入額	1,165	
株式等売却損	24	
株式等償却	188	
その他の経常費用	78	
経常利益		330
特別利益	—	—
特別損失		16
固定資産処分損	15	
減損損失	0	
税引前当期純利益		314
法人税、住民税及び事業税	316	
法人税等調整額	△307	
法人税等合計		9
当期純利益		305

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	36,786	預金	495,699
有価証券	142,846	コールマネー及び売渡手形	13,500
貸出金	373,205	借入金	21,733
外国為替	888	その他負債	2,821
リース債権及びリース投資資産	3,593	賞与引当金	107
その他資産	6,069	退職給付に係る負債	460
有形固定資産	8,617	役員退職慰労引当金	2
建物	5,061	睡眠預金払戻損失引当金	18
土地	3,250	偶発損失引当金	95
リース資産	39	繰延税金負債	990
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	499
その他の有形固定資産	265	支払承諾	1,621
無形固定資産	244	負債の部合計	537,550
ソフトウェア	174	(純 資 産 の 部)	
リース資産	26	資本金	6,730
その他の無形固定資産	43	資本剰余金	6,244
退職給付に係る資産	636	利益剰余金	12,841
繰延税金資産	40	自己株式	△84
支払承諾見返	1,621	株主資本合計	25,733
貸倒引当金	△4,685	その他有価証券評価差額金	4,607
		土地再評価差額金	1,056
		退職給付に係る調整累計額	85
		その他の包括利益累計額合計	5,749
		非支配株主持分	831
		純資産の部合計	32,314
資産の部合計	569,865	負債及び純資産の部合計	569,865

連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		8,462
資金運用収益	5,100	
貸出金利息	3,374	
有価証券利息配当金	1,652	
預け金利息	72	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,394	
その他業務収益	1,438	
その他経常収益	529	
償却債権取立益	48	
株式等売却益	346	
その他の経常収益	135	
経常費用		8,086
資金調達費用	38	
預金利息	34	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△8	
借入金利息	11	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	365	
その他業務費用	1,307	
営業経費	4,890	
その他経常費用	1,484	
貸倒引当金繰入額	1,172	
その他の経常費用	311	
経常利益		376
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		16
固定資産処分損	15	
減損損失	0	
税金等調整前当期純利益		360
法人税、住民税及び事業税	326	
法人税等調整額	△322	
法人税等合計		3
当期純利益		357
非支配株主に帰属する当期純利益		23
親会社株主に帰属する当期純利益		333

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 富山銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 富山銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2022年5月12日

株式会社 富山銀行 監査役会

常勤監査役	五十嵐 郁 夫	㊟
監 査 役	笹 倉 茂 樹	㊟
監 査 役	海 下 巧	㊟
監 査 役	新 田 洋太朗	㊟
監 査 役	大 村 啓 三	㊟

(注) 監査役笹倉茂樹、海下巧及び新田洋太朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第96回定時株主総会会場ご案内図

会場

富山県高岡市下関町3番1号

富山銀行本店 2階BOTホール



交通のご案内

あいの風とやま鉄道 **「高岡駅」** 古城公園口(北口) より徒歩1分

お車でお越しの株主さまは、市営高岡中央駐車場をご利用ください。
(市営高岡中央駐車場をご利用された際は無料駐車券をお渡します。ので、会場受付にてお申し出ください。)